

8. 歩行者空間創出の先進事例

現在、東京都内やその他全国の地域では先進的な取組により歩行者空間を創出している事例が数多く存在する。これらから、歩行者空間の創出に取り組むマニュアルの利用者の参考となる事例を表 8-1 に示すとおり、取りまとめた。次ページ以降にそれぞれの事例の概要を示す。

表 8-1 参考事例 一覧

No	事例名		道路・場所名	ページ 番号
01	業務 地区	丸の内ストリートパーク	丸の内仲通り	109
02		大手町川端フードガーデン	川端緑道	111
03		新虎通りオープンカフェ	新虎通り	113
04	商業 地区	IKEBUKURO LIVING LOOP	池袋駅東口グリーン大通り	115
05		新宿三丁目モア4番街 オープンカフェ	新宿モア4番街	117
06		大森イーステラスフェスタ	大森駅東口駅前広場	119
07		日本橋室町仲通り	日本橋室町仲通り	121
08		おかちまちパンダ広場	おかちまちパンダ広場	123
09		渋谷リバーストリート・渋谷ストリーム	渋谷駅周辺	125
10		蒲田駅東口おいしい道計画	さかさ川通り	127
11	観光 地	TOMODACHI STREET	浅草六区ブロードウェイ	129
12		北十間川周辺公共空間活用プロジェクト	墨田区北十間川周辺	131
13	住宅 地	自由が丘駅周辺地区での取組	自由が丘駅周辺地区	133
14		こたけあそび	東京都練馬区小竹町 2-42-12 周辺	135
15	全国 の 事 例	チ・カ・ホ(札幌駅前通地下広場)	札幌駅前通地下歩行空間	137
16		あそべるとよたプロジェクト	豊田駅周辺地区	139
17		カミハチキテル	広島市紙屋町・八丁堀	141
18		鳥取市道駅前太平線	鳥取市道駅前太平線	143
19		小倉魚町サンロード	市道魚町 11 号線／小倉市	145
20	観光 地	長野善光寺表参道地区	市道長野中央通り線	147

■取組の背景

整備以前の丸の内仲通りは、通行者の多くが近隣の会社員で、平日 15 時以降や土日にはシャッターが閉まるビジネス街であったが、老朽化した沿道建物の更新を契機に、まちづくりガイドラインが目指す公共空間の将来像に向けた整備が進められた。

民地側のセットバックと車道幅員の削減による歩行空間の拡幅、沿道建物の低層部の商業店舗化、石張り舗装による道路空間デザイン等、来街者の誘致を図る魅力ある街路空間が創出され、地域の企業等によるエリアマネジメント活動が展開されている。

■活動内容

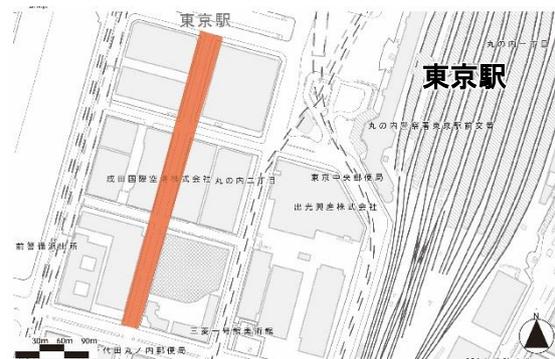
【目的】

コンセプトに沿って三つにブロック分けした開放的な空間を創出し、新型コロナウイルスの影響を考慮した、密集・密閉・密接を避ける新しいライフスタイルを提供する。

【活動】

- ・通常の「Urban Terrace（平日 11 時～15 時、土日祝日 11 時～17 時 車両交通規制）」から車両交通規制時間を拡大
- ・天然芝を敷いた緑豊かな公園を創出
- ・フリー-Wi-Fi や電源環境を整えた新たなワークプレイスの場の提供
- ・特設ウェブサイトでは、リアルタイムで各ブロックの混雑度が確認可能な「Social Distance MAP」を導入

■位置図



■諸元

場 所	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番先～二丁目 6 番先まで
地域特性	業務地区
規 模	延長 900m、幅員 21.0m (歩道片側 7m・車道 7m)
道路管理者	千代田区
開催期間	春期：2021 年 7 月 27 日～9 月 6 日 (2021 年は春 4 月 24 日～5 月 9 日、 夏 8 月 2 日～9 月 12 日、 冬 12 月 1 日～12 月 25 日)
活用制度	・一般道路占用 ※ただし、都市再生推進法人のリガールが道路占用者となることが前提
占用主体 連絡先	NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会 (リガール) TEL : 03-3287-5386 Mail:ligare2002@ligare.jp



画像出典 : <https://ligare.jp/report/msp2020-report/>

■配置図



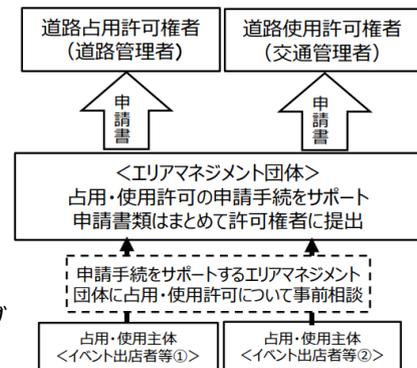
画像出典：特定非営利活動法人 大丸有エリアマネジメント協会

■資金確保の方法

- ・企業協賛金
- ・道路空間の活用を希望する催事者は、道路占用料とともにまちづくり協力金をエリアマネジメント団体に納入する。

■工夫・苦労した点

- ・イベントではなく密を避けたコロナ禍だからこそ実施する意義のある社会実験であるということについて、道路管理者の理解を得ることに時間を要した。
- ・with コロナで楽しみながら密を避けるために、コロナ禍で生活変容が起こる中でも、来訪者がリラックス・リフレッシュできる遊び心を施し空間を醸成するよう、客席を2m離す等施設配置を工夫した。
- ・安心・安全な場所として認識し快適に過ごしてもらうために、本社会実験のWebサイトに混雑状況を表示して「安全性」を見える化するとともに、当サイトのQRコードをテーブルに表示したり、消毒液の設置・什器の定期的な消毒を行った。
- ・【参考記載】丸の内ストリートパークに限らず、大手町・丸の内・有楽町地区の道路空間活用等に当たっては、エリアマネジメント団体が、イベント開催時における複数の出店等のための道路占用・使用許可の申請書類をまとめて提出している。申請書の作成等の手続もサポートしている。



出典：官民連携まちづくりの進め方～都市再生特別措置法等に基づく制度の活用引き～

■効果・課題

- ・丸の内ストリートパークは、実行委員会形式で実施されており、コロナ禍におけるオープンエアで安全安心な道路空間として就業者や来街者から大変公表であった。また、期間中のアンケートでは丸の内仲通りの将来像として、通年広場化(一般車両を終日規制)を望む声が9割程度であった。
- ・丸の内ストリートパーク実施前月と比べ、屋外客席を設置した飲食店舗を中心に客数、売上げが増加した。
- ・一層ウォークアブルな空間にしていくために物販テナント店舗のさらなる巻きこみ・車道へのじみ出しが課題

■取組の背景

大手町土地区画整理事業では、環境に配慮した高品位な都市基盤を整備し、連続的な建替えを行うとともに、快適な歩行者専用道路等の整備として、日本橋川沿いにみどり豊かなアメニティ道路の整備を行うこととなった。アメニティ道路は川端緑道として、2014年4月に整備・開通した。

■位置図



■活動内容

- ・①街区の歩道状空地との一体化、②水と緑を生かした憩い・にぎわいを創出、③企業間や地域の交流イベントを実施している。
- ・平日には毎日日替わりでB級グルメや多国籍料理など多種多様な6台～12台のランチワゴンが並ぶ。
- ・川端緑道内には、ベンチを多数設置しており、ランチワゴンで購入したお弁当を食べたり、仕事の合間に休憩したりするときに利用されている。
- ・また、5月には春のジャズフェス、8月には夏祭り、10月にアウトドアイベントを開催している。

■諸元

場 所	東京都千代田区大手町一丁目
地域特性	業務地区
規 模	道路幅員 6～12m、全長約 800m
道路管理者	千代田区
開催期間	ランチワゴン：平日 11 時～14 時 レギュラー出店：6 台 スポット出典（日毎契約）：最大 5 台
活用制度	・国家戦略道路占用事業
占用主体 連絡先	一般社団法人大手町歩道管理 TEL：03-3287-5330



画像出典： <https://tokyo-marunouchi.jp/ja/facilities/230>



画像出典： https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/volunteer/documents/hose29_1-3.pdf

■配置図



■資金確保の方法

- ・千代田区から委託を受けている維持管理業務による収益

■工夫・苦労した点

- ・緑道の整備により、かつてはビルの「裏空間」であった日本橋川沿いに、緑道と民有地を一体的に整備し「表空間」となる歩道を創出
- ・官民が連携して企画・整備・維持管理を実施
- ・レギュラー出店（固定曜日に常時出店可能な月極契約）と併せてスポット出店（営業空日等に常時対応、出店可能な日ごと契約）を取り入れたシステムを考案し、販売者の活躍の機会を創出
- ・多くの同業種を集めることで、販売者が他者の販売法を知る機会を創出
- ・電源（100V・200V）や給水（上水・散水用）・排水設備、上水・散水用の給水設備を設置

■効果・課題

- ・多くの販売者が集うことで、利用者にとって楽しめるフードガーデンになっている。
- ・緑豊かな水辺の歩行者ネットワークを創出

■取組の背景

2014年環状2号線開通、虎ノ門ヒルズの完成を契機に環状2号線（新虎通り）及びその沿道を、魅力的で持続可能なまちへ導くことを目的として「新虎通りエリアマネジメント協議会」が発足された。

2015年 エリアマネジメントの活動を推進する実働部隊として、「一般社団法人新虎通りエリアマネジメント」が組織される。

■位置図



■活動内容

【目的】

特例道路占用制度を活用することで、道路をにぎわいの場とするインフラの多機能化を推進し、まちを活性化する。

【活動】

- ・オープンカフェ、道路内建築の設置
- ・道路内建築物の運営
- ・清掃活動
- ・ロゴマークの作成、管理
- ・歩道、車道を活用したイベントの実施
- ・街並み形成のためのガイドラインの作成・運用
- ・屋外広告物条例30条特例を活用したバナークラック広告事業の運営

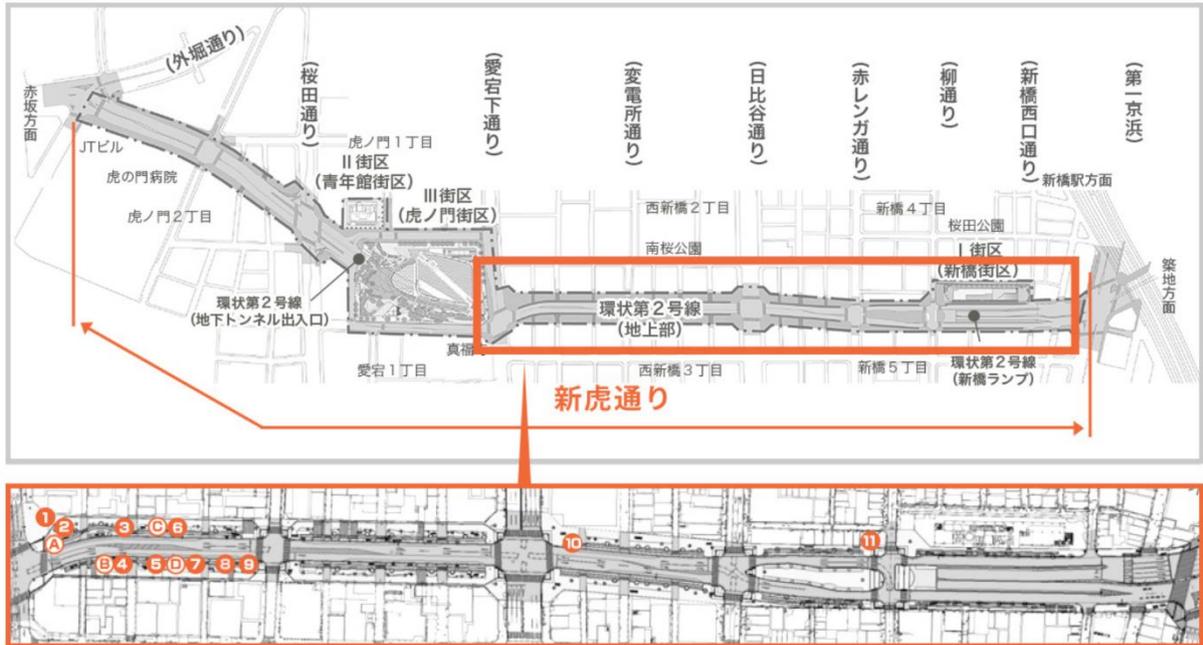
■諸元

場 所	東京都、環状第二号線 (新虎通り 新橋・虎ノ門間)
地域特性	業務地区
規 模	幅員 13m(歩道)、14m(車道) 延長 1.4km
道路管理者	東京都
開催期間	平成 26 年～通年
活用制度	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可特例(都市再生特別措置法) ・都市再生推進法人の指定(平成 29 年 10 月 10 日) ・国家戦略道路占用事業
占用主体 連絡先	一般社団法人 新虎通りエリアマネジメント TEL : 03-6809-1434 Mail : shintora@ur-net.go.jp



画像出典 : <https://shintora-am.jp/action/cafe/>

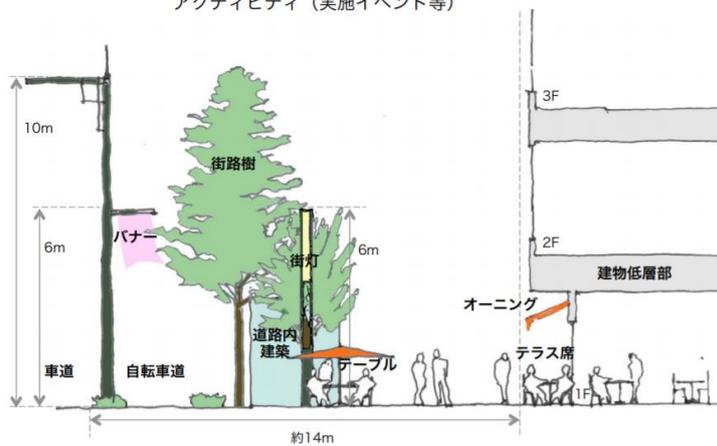
■配置図



①～⑪がオープンカフェ 出典: <https://shintora-am.jp/action/cafe/>

○「新虎通りステージ空間」

- ・建物低層部と道路空間で「新虎通りならではの」街並みを育成していく
- ・構成要素 …… 建物低層部：用途、ファサード（開口、照明、広告、アート等）
外構：オープンスペース、イス・テーブル、植栽、アート等
道路：道路内建築、イス・テーブル、街灯、街路樹、広告（バナー等）、
アクティビティ（実施イベント等）



出典:新虎通りエリアマネジメント協議会
「新虎通り景観ガイドライン【2018年版】」

■資金確保の方法

- ・ 広告事業や占用主体による占用料等の負担

■工夫・苦労した点

- ・ 特例道路占用を活用するための委員会（道路空間検討委員会）が設置され、構成員となった道路管理者、交通管理者、地元区及び地元エリマネ団体が一堂に会して協議することにより合意形成を一気に進めることができた

■効果・課題

- ・ 道路内建築での営業、オープンカフェの設置によるにぎわいの創出
- ・ 広幅員歩道等を活用したイベントの実施による地域の活性化
- ・ 安定した活動資金の確保
- ・ 協議会への地元参加者の拡大
- ・ 道路占用、道路使用、衛生許可等の協議及び手続の一元化・簡略化による運営の効率化

■取組の背景

グリーン大通りの歩行者空間を活用したにぎわい創出を目的に、豊島区が社会実験としてオープンカフェやマルシェを実施した。

その後、事業の実施主体として、主に沿道の企業で構成される「グリーン大通りエリアマネジメント協議会（通称GAM）」が設立され、歩道を活用した取組が開始された。

■位置図



■活動内容

【目的】

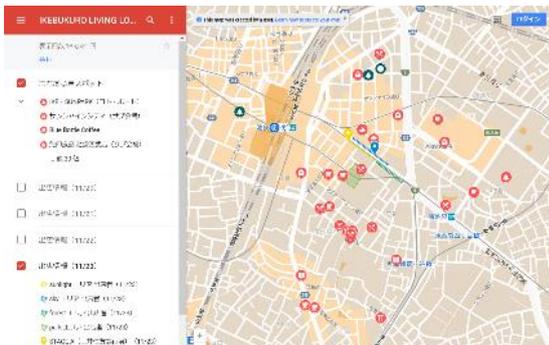
公共空間の活用によりグリーン大通りの活性化を図る。

【活動】

- ・こだわりのカフェや地域の食材を使った飲食店など約 80 のコンテンツの提供
- ・ストリートファニチャーや音楽演奏など、居心地の良い空間づくり
- ・マップを片手に、周辺のカフェや雑貨屋なども巡りながらまち全体を楽しむ仕掛け

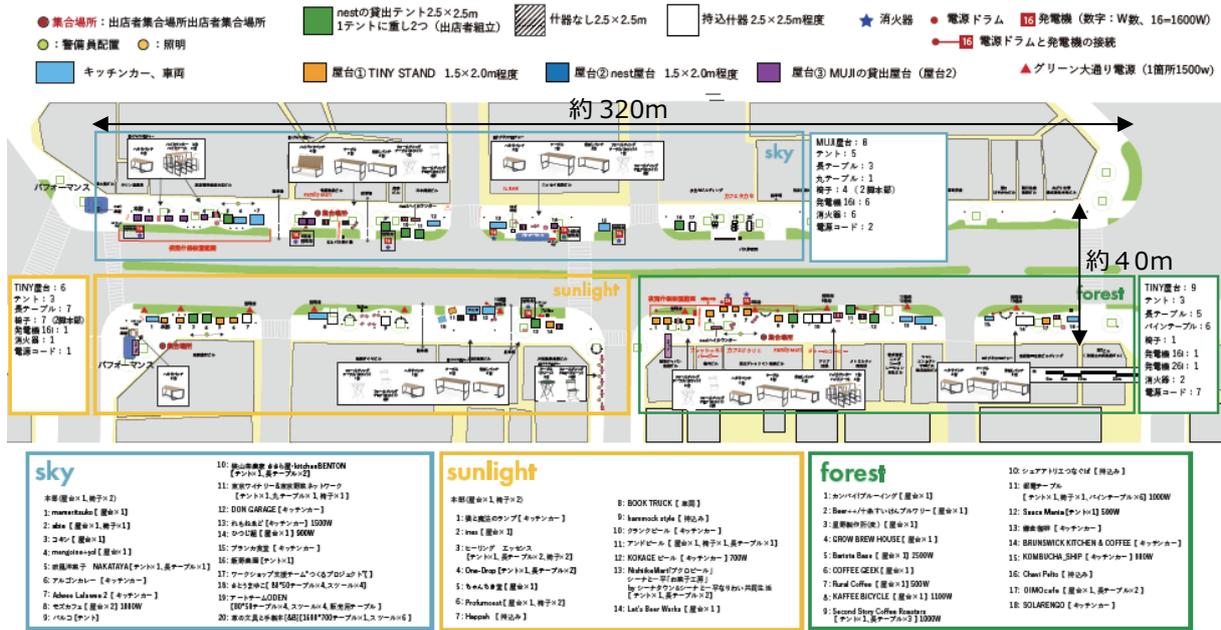
■諸元

場 所	東京都豊島区
地域特性	商業地区
規 模	延長約 320m 幅員約 40m（歩道幅員約 10m）
道路管理者	豊島区
開催期間	2020年10月30日～11月1日、 2020年11月20日～11月23日
活用制度	・国家戦略道路占用事業
占用主体 連絡先	豊島区都市整備部都市計画課拠点まちづくりグループ TEL：03-4566-2640 グリーン大通りエリアマネジメント協議会 Mail：contact@ikebukuropark.com



画像出典：IKEBUKURO LIVING LOOP

■配置図



11.22.sun

(2020年11月22日の道路占用許可申請) 画像出典：豊島区

■資金確保の方法

- ・売上げの10%又は3000円の出店料、テント・ベンチ・テーブルのレンタル費、豊島区からの予算が運営費用に充てられている。

■工夫・苦労した点

- ・国家戦略特区に指定されオープンカフェなどの活動が可能になり、効果的に道路空間を活用するため、豊島区は「グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト」の実施者を募集し、官民連携によるまちの魅力向上やにぎわい創出を目指す取組が進められた。
- ・取組当初は、実施者による出店者募集に誰も手を挙げなかったが、半年後には少しずつ賛同者が増え、グリーン大通り一帯を回遊しながら楽しむ「IKEBUKURO LIVING LOOP」がスタートした。
- ・無秩序に植栽された低木をリニューアルするとともに、イベント時に特にスペースが必要な箇所の植樹帯の幅を変更した。
- ・コロナの影響から店舗数を昨年度と比べて1/4に減らし、間隔を空けてストリートファニチャーを設置した。
- ・沿道店舗と競合しない店舗配置とした。

■効果・課題

- ・平成28年4月にリニューアルオープンした南池袋公園との一体的な歩行空間の活用を図るにぎわい創出プロジェクトが開始され、多くの来訪者が得られた。
- ・「IKEBUKURO LIVING LOOP」がスタートした平成29年には、買い物した人の累計は2日間で約3730人であり、かつての人通りの少ない大通りから大きな変貌をとげている。
- ・令和2年10月30日～11月1日の3日間は延べ136店舗が出店し、8000人を超える人が訪れて700万円近くの売上げが得られた。
- ・令和2年の7日間では、昨年度と比べて店舗ごとの平均売上及び平均客数が増加した。
- ・屋外店舗を出店するための保健所との調整が課題である。
- ・ビル風への対策が課題である。

■取組の背景

昭和 61 年に、新宿区と新宿駅前商店街振興組合が地域活性化を目的としたまちづくり協定書を締結し、石張り舗装等の道路整備を実施した。整備当初は、にぎわいのある街並みであったが、次第に違法駐輪や駐車等、道路環境の悪化が目立ち、街の美観が損なわれるようになり環境改善が求められた。これらの地域の環境問題を解決するため、平成 17 年より、商店街、所轄警察署、所轄消防署、新宿区の連携により、道路空間にオープンカフェを設置し、違法駐輪等の課題解決効果を検証する社会実験が行われた。この社会実験等の効果が認められたこと及び都市再生特別措置法等の関係法令の改正により、平成 24 年に、全国で初めて道路占用許可の特例を活用した事例となるオープンカフェを常設施設とする取組が進められた。

■活動内容

【目的】

常設のオープンカフェの運営、屋外広告物の運用、道路維持管理を継続的に行うことにより、道路環境を良好な状態に保ち、魅力的な道路空間とまちのにぎわいを創出し、歩きたくなる歩行者空間を実現する。

【活動】

- ・常設のオープンカフェ（2店舗）の実施、運営
- ・広告塔による屋外広告物の管理運営
- ・占用主体による清掃、道路利用マナーの周知、周辺パトロールの実施

■位置図



■諸元

場 所	東京都新宿区新宿三丁目 20 番先～25 番先 (通称：モア4番街)
地域特性	商業地区
規 模	幅員 22m 延長 100m
道路管理者	新宿区 事業担当部署：みどり土木部交通対策課 交通企画係 TEL：03-5273-4265
開催期間	2012 年度～通年
活用制度	・道路占用許可特例(都市再生特別措置法)
占用主体 連絡先	新宿駅前商店街振興組合 TEL：03-3352-6713 Mail：なし



オープンカフェ
実施前



画像出典：新宿区

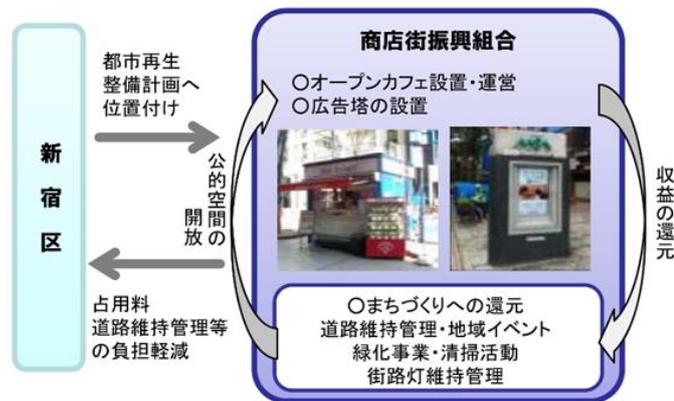
■配置図



画像出典：新宿区

■資金確保の方法

- ・オープンカフェ、広告塔、イベントの収益等を道路占用料、道路清掃費等の公共貢献費用に充当している。



画像出典：新宿区

■工夫・苦労した点

- ・交通管理者との協議により、店舗設置による死角への対策、店舗陰からの歩行者の飛び出し防止、緊急自動車の通行への対応等に係る指示を受け、施設配置等を工夫
- ・占用主体による清掃、道路の維持修繕等を実施し、地域と協働したまちづくり制度を確立
- ・社会実験を積み重ねた事により、関係組織の間に信頼関係を構築
- ・道路法施行令の改正や都市再生特別措置法改正により本格実施が実現

■効果・課題

- ・まち歩きの休憩スペースとして、にぎわい創出に寄与
- ・違法駐車や駐輪等が解消され、道路の環境が改善
- ・オープンカフェや広告塔等の収益をまちづくりや地域の活動に還元
- ・さらなるにぎわいの創出、公共貢献に向けた屋外広告物の拡充検討や、より柔軟な運用が可能となるそのほかの道路空間活用制度の研究、検討

■取組の背景

舗装等の老朽化が進んでいた大森駅東口駅前広場について、地元のまちづくり協議会（町会・商店会・地元企業にて構成する、大森駅東地区近代化協議会）が整備イメージの検討を行った。協議会が主催する地域イベントにおいて、広場空間に関する地域住民のニーズ調査や駅前広場の活用状況調査等を行い、駅前広場改修のコンセプト、改修の方向性を「大森駅東口駅前広場の整備イメージに関する地元意向」として取りまとめ、区へ提案された。これを受けて、舗装・照明・植栽等のトータルデザイン検討を行い、2020年3月に広場の改修工事が完了した。改修工事により広場がフラット化（舗装の改修等）することで、イベント等における広場活用の自由度が向上した。

■活動内容

【目的】

地元商店会と町会で実行委員会を組織し、駅前広場のリニューアルオープンイベント及び広場の多様な活用の実践としてイベントを企画・運営。これからの広場活用のポテンシャルを探るべく、様々な使い方を試みた。

【活動】

- ・9月～12月の各月1回（週末等）開催
- ・1st：地域のお店情報やまちの情報をPRする青空展覧会、しばふひろば
- ・2st：ヨガ体験、音楽演奏、しばふひろば
- ・3rd：ホッケー・パターゴルフ体験、音楽演奏しばふひろば
- ・4th：フリースロー、音楽演奏+ストリートピアノ、しばふひろば
- ・上記に加え、2nd～4thは、まちのフードコートとしてのしつらえ（テーブル・椅子）及びテイクアウト等の地域情報展示を実施

■位置図



■諸元

場 所	東京都大田区 大森駅東口駅前広場
地域特性	商業地区
規 模	約 1,500m ²
道路管理者	大田区
開催期間	2020年9月～12月（4回実施）
活用制度	・道路占用許可
占用主体 連絡先	大森イーストテラスフェスタ実行委員会 TEL：なし facebook：@omori_east_t instagram：omori.east.terrace.festa



画像出典：大森イーストテラスフェスタ Twitter

■配置図



(2020年12月12・13日イベント開催チラシ) 画像出典：大森イーストテラスフェスタ実行委員会

■資金確保の方法

- ・東京都地域連携型商店街事業補助金（イベント）

■工夫・苦労した点

- ・コロナ禍における屋外ニーズを盛り込んだ、新しい駅前広場の楽しみ方を試みた。
- ・コロナ禍の影響により初回4月開催を断念せざるを得なかったが、開催時期や社会状況を鑑みながら、開催することができた。
- ・初回イベントということもあり、道路管理者及び広場管理者等との調整についても時間を要したが、各回の状況をフィードバックすることで円滑に運営した。

■効果・課題

- ・展示やテントが視認されることで誘客効果があった。
- ・駅前広場のイメージが変わったことにより、芝生広場などへの滞留を楽しむ利用者が増えている。
- ・テイクアウトを行っているお店の周知につながった。
- ・大森イーストテラス活用組織の強化が必要である。
- ・継続的にイベントが行えるような資金計画（出店料、広告事業、協賛など）を行う必要がある。
- ・ゴミ箱が常設されていない広場のため、（飲食提供をしない場合であっても）イベントの企画内容に合わせてゴミ箱の設置と処分方法を考慮する必要がある。
- ・広場内への自転車の通行があり、さらなる注意喚起が必要。（区設置の注意看板はあるが、入り口・出口からは見えず、十分な周知には至っていない。）
- ・改修後間もない広場であるため、今後の継続的な実施（イベント的・日常的とも）により、広場のイメージアップが望まれる。
- ・広場改修後の2020年度において、コロナ禍の影響もあるが、駅前広場の活用が急増している状況にはない。地元企画によるものだけでなく、外部からの上質な利用につなげるべく、実行委員会を中心に今後も駅前広場の多様な活用を継続的に検討・実施し、広場のポテンシャルを発信し続けることが必要である。

■取組の背景

警視庁や中央区、開発した三井不動産などで実現に向けた調整をし、車両通行規制を実施するに至った。

また、日本橋室町エリア内に位置する「江戸桜通り地下歩道」を地域のにぎわい創出や情報発信のための空間として活用するために、周辺地権者や町会等街の関係者を役員とした「一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント」の設立を2014年10月に行った。

■位置図



■活動内容

【目的】

歩行者の安全性を確保するとともに、にぎわいある街並みを創るため。

【活動】

- ・ イベントの開催
通り全体をイベント開催スペースとして使用。日本橋エリアで桜をテーマにした「桜フェスティバル」や、巨大提灯のライトアップとデジタルアートの共演が趣ある仲通りを鮮やかに彩る「金魚大提灯参道」を開催
- ・ 広告の掲出
屋外イベントスペース・ポップアップスペースとして広告掲出に活用

■諸元

場 所	東京都中央区日本橋室町 2-2-1 及び 中央区日本橋室町 2-3-1 間の車道部 (区道19号線/仲通り)
地域特性	商業地区
規 模	幅員 3.6m 延長 54m
道路管理者	中央区(区道)
開催期間	平成 29 年～通年 11:00～20:00 車両の通行規制
活用制度	・ 都市再生推進法人の指定(令和 2 年 9 月 15 日)
占用主体 連絡先	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント TEL: なし Mail: なし URL (お問合せフォーム): https://muromachi-area.jp/contact/

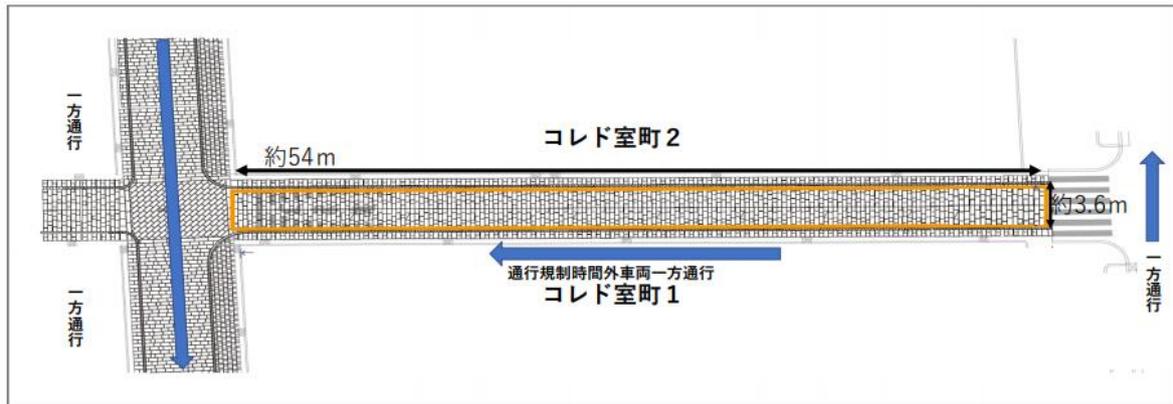


画像出典：一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント



画像出典：左) <https://www.nihonbashi-beta.jp/artstreet/2020spring/>
右) <https://travel.navitime.com/ja/area/jp/guide/NTJeve0179/>

■配置図



画像出典：上) <https://muromachi-area.jp/>
 下) <https://www.shimz.co.jp/topics/construction/item02/>
 ※下画像に掲載している内容は 2017 年時点のものである。

■資金確保の方法

- ・ 広告事業やイベント開催者からの施設利用料

■工夫・苦労した点

- ・ 敷地を一つにまとめて大きな開発とするのではなく、既存の街区割を残しながら、隣接する老舗を中心とした小規模な商業エリアとの連続性を維持した
- ・ 各街区を貫通する動線を建物内に計画し、新たな人の流れをつくり出した。

■効果・課題

- ・ 各街路に面して小規模区画の店舗を配置することにより、街路を中心としたにぎわいが周囲に波及する効果が生まれた。

■取組の背景

昭和 50 年代は、大規模地権者による建替えや、市街地再開発を実施する動きがあり、平成 3 年に地区計画を策定した。
平成 18 年の松坂屋の駐車場ビル建設を契機に、地区計画の核である南口歩行者駅前広場整備を目的とする公共減歩を伴わない敷地整序型土地区画整理事業を適用し、従前の施行地区内の区道を駅前の宅地と交換し、歩行者駅前広場の一部とした。

■活動内容

- ・「食」と「音楽」を中心としたイベントで、大人も子供も美味しい料理と飲み物を片手にステージを楽しめる。
- ・会場ではここでしか買うことのできないパンダグッズ等を販売。
- ・おかちまちパンダ広場では、イルミネーションや災害復興イベント、テレビ番組撮影、献血等も行われている。

■位置図



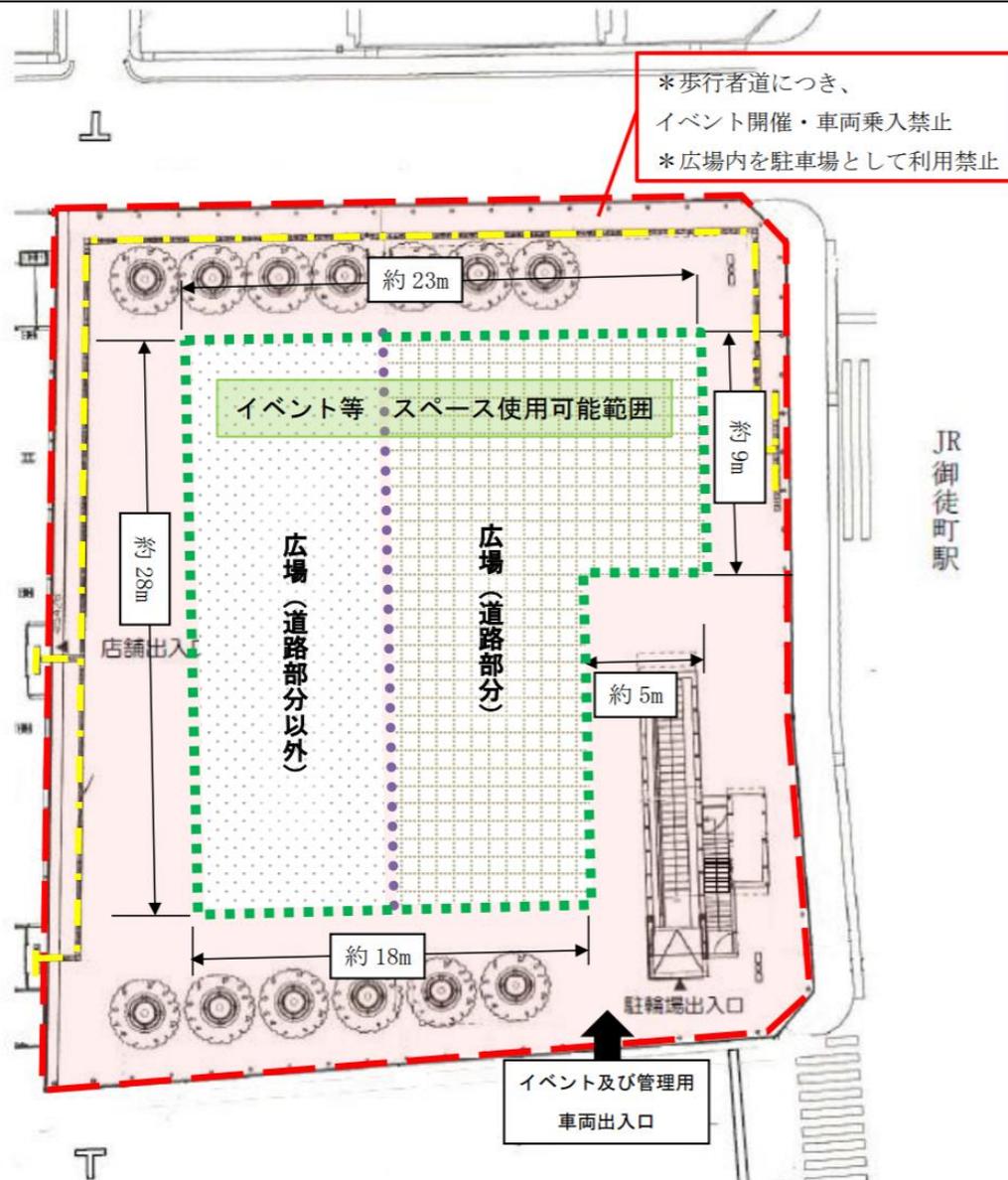
■諸元

場 所	東京都台東区上野 3 丁目 26 番地先 (御徒町南口駅広場)
地域特性	商業地区
規 模	約 1.11ha
道路管理者	台東区
開催期間	過去に実施されたイベントの一部 ・イルミネーション ・災害復興イベント ・テレビ番組撮影 ・献血
活用制度	・道路占用許可
占用主体 連絡先	御徒町駅南口商店会 TEL: なし Mail: なし



画像出典 : <https://www.facebook.com/crosspanda0828/>

■配置図



画像出典：東京都台東区都市づくり部地域整備第一課「広場使用の手引き」(平成 31 年 4 月)

■資金確保の方法

- ・ 区が所有する広場については占用料が必要で、大丸松坂屋が所有している区域の使用料は無料
- ・ 電気、水道利用料金は活動主体が負担

■工夫・苦労した点

- ・ 車両乗り入れ禁止による安全対策を実施した。

■効果・課題

- ・ 歩行者のための場を確保すること、誰もが気持ちよく利用できるくつろぎとにぎわいを創出することなど、様々な利活用を通じて、地域活性化に寄与した。

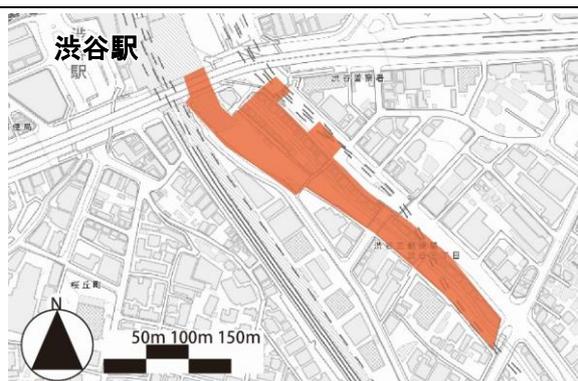
■取組の背景

2012年の渋谷ヒカリエ開業を皮切りに渋谷駅周辺の再開発が本格始動した。渋谷ストリームは、東横線と東京メトロ副都心線の相互直通運転開始により地下化し、利用されなくなった旧東横線渋谷駅のホーム、線路跡地及びその周辺地区を活用したプロジェクトである。新たな施設「渋谷ストリーム」の開発、官民連携による渋谷川及び水辺空間の再生・整備により、渋谷駅の南側がクリエイティブワークーを魅了するエリアへと変貌を遂げます。

■活動内容

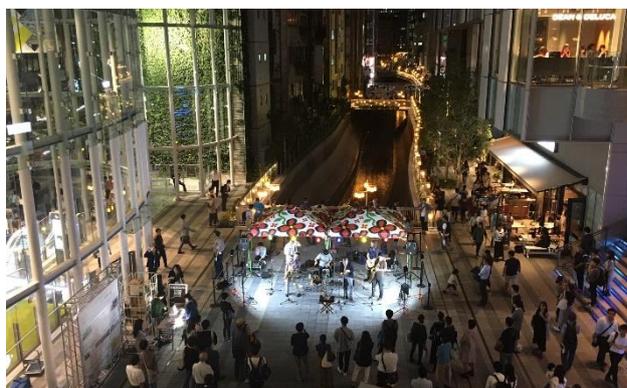
- ・渋谷リバーストリートは、渋谷川に沿って代官山方面に伸びる遊歩道で、駅前の立地とオープンスペースならではの環境を生かし、様々なイベントに使用できる。にぎわいを創出する渋谷川沿いの憩いとして、マルシェ・アートイベント・撮影などにおすすめ。渋谷の新たな水辺空間として様々なイベントを彩っている。
- ・貸出用にテント・ステージなどの備品も揃えている。
- ・情報発信の場所として発表会・展示会等を行ったり、憩いの場として遊歩道のベンチでテイクアウトしたランチを楽しむことなどができる。

■位置図



■諸元

場 所	渋谷駅周辺
地域特性	商業地区
規 模	幅員約 3~13.5m
道路管理者	渋谷区
開催期間	通年 (渋谷リバーストリート)
活用制度	河川占用許可 (渋谷リバーストリート)
占用主体 連絡先	渋谷ストリーム ホール 運営事務室 TEL : 03-6419-9502 Mail : なし URL (お問合せフォーム) : https://stream-square.satori.site/contact



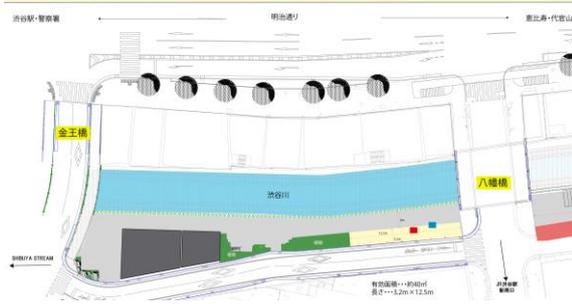
画像出典 : <http://stream-hall.jp/square/>

■配置図



画像出典 : http://stream-hall.jp/wordpress/wp-content/themes/mgs-ssh/pdf/park/street_summary.pdf

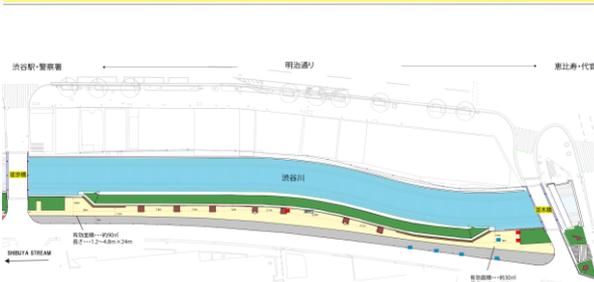
渋谷リバー 스트リート A区間 (金王橋～八幡橋) 平面図



渋谷リバー 스트リート B区間 (八幡橋～徒歩橋) 平面図



渋谷リバー 스트リート C区間 (徒歩橋～並木橋) 平面図



- Ⓜ ... 平行コンセント
- ... 車止め(取り外し可)
- ... 車止め(取り外し不可)
- ... ベンチ(固定)
- ... 給水(散水栓)
- ... 排水

(2019年7月16日現在)

画像出典 : http://stream-hall.jp/wordpress/wp-content/themes/mgs-ssh/pdf/park/riverstreet_plan.pdf

■資金確保の方法

- ・渋谷リバー 스트リート及び渋谷ストリーム前 稲荷橋広場・金王橋広場と金王橋広場のイベントスペースとしての会場使用料

■工夫・苦労した点

- ・近隣住民及び来街者の利便性及び道路や広場に対する親近感の向上や、地域のまちづくりの推進及び活性化に資することを目的に、近隣住民の生活空間であり多様な文化発信の場となってきた遊歩道に通称名を公募し、渋谷リバー 스트リートに決定。

■効果・課題

- ・改修前の渋谷川は水量が少なく、高架橋や建物に挟まれていることもあって川に近付くことが難しかったが、壁泉の整備によって、「水を感じられる空間」となった。

■取組の背景

旧逆川道路(名称:さかさ川通り)の整備を受け、2014年に通りの運営とエリアマネジメントの主体として、官民学の協力の基、任意団体「さかさ川通り-おいしい道計画-」が設立された。2015年6月には国家戦略特別区域の「エリアマネジメントに係る道路法の特例」の対象となる地域計画に蒲田駅周辺街区が、その事業主体として「さかさ川通り-おいしい道計画-」が認定された。

■位置図



■活動内容

【目的】

定期的な公道を利用したイベントの開催を通じて、路面店と街路空間が一体化した魅力的なエリアの実現と蒲田駅東口の回遊性の向上の推進を図る。

【活動】

- ・ 飲食イベントの実施
- ・ さかさ川通りの一時使用、定期使用事業を募集中

■諸元

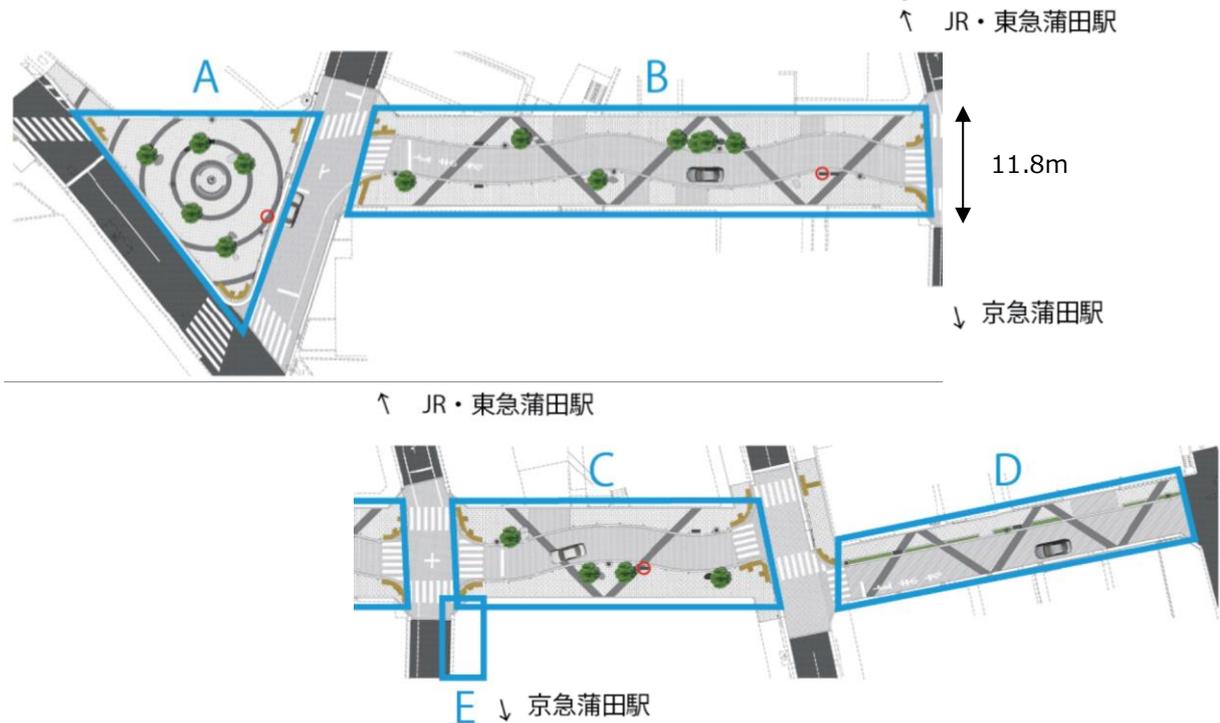
場 所	東京都、大田区蒲田5丁目、区道
地域特性	商業地区
規 模	幅員 11.8m 延長 118m
道路管理者	大田区(区道)
開催期間	平成26年～年に数回
活用制度	・ 国家戦略道路占用事業
占用主体 連絡先	一般社団法人蒲田東口おいしい道計画 (旧名:さかさ川通り-おいしい道計画-) (蒲田東口商店街商業協同組合) TEL: 03-3731-1200 Mail: oishiimichi@sociomuse.co.jp URL (お問合せフォーム): oishimichi.com



画像出典: <http://oishiimichi.com/about/>



■配置図



○利用例

【A】

- ・ポケットパーク状の完結したスペースですので、小さなキャンペーンや定期使用、キッチンカーやマルシェ、コーヒースタンドなどに向いています。
- ・電力や水道の設置がスムーズです。

【B】

- ・歩道のみを部分的に使用することも可能です。
- ・車歩道一体で使用する場合には、車両通行止め（歩行者天国）の手続が必要になります。
- ・大型のイベントでは、このエリアの全面利用がもっとも一般的です。
- ・全面的に使用する場合には、交差点ごとに警備スタッフを配置することが義務付けられています。

【C】

- ・歩道のみを部分的に使用することも可能です。
- ・車歩道一体で使用する場合には、車両通行止め（歩行者天国）の手続が必要になります。
- ・全面的に使用する場合には、交差点ごとに警備スタッフを配置することが義務付けられています。

【D】

- ・設備上、単独でのイベントの実施は難しいエリアです。B、C と合わせての御利用をおすすめします。

【E】

- ・御利用いただける時間は限定されますが、道路ではなく私有地ですので、手続は簡便です。
- ・御ご利用いただける広さは、3m×7m ほどが目安です。

画像出典：「さかさ川通りイベント使用・一時使用・定期使用の手引き」

■資金確保の方法

- ・イベント開催者は、道路使用許可手数料実費、許可代行手数料、立ち合いスタッフの人件費、通りにある電気設備運営費等を占有主体に支払うこととなっている。
- ・また、営利利用の場合に限り、「協力金」を占有主体に支払う。これは、通りの維持管理と占有主体団体の運営に充てられる。

■工夫・苦労した点

- ・さかさ川通りのリニューアルに当たり、平成 23 年から 24 年にかけてワークショップや近隣説明会を開催し、イベント時にステージやキッチンカーの乗り入れが可能なデザインを採用した。
- ・さかさ川通りのリニューアル後、平成 26 年から空間整備を通じた道路空間利活用の各種社会実験が行われ、そのことが国家戦略特区の指定につながった。

■効果・課題

- ・来訪意向・利用意向・出店意向が高まった。

■取組の背景

多くの外国人観光客でにぎわう浅草を「下町のタイムズスクエア」として、自転車の駐輪対策や手押しの啓発、道路の巡回や清掃、防災啓発といった公益活動を行いながら、道路空間の利活用を図っている。

パフォーマンスやイベントを楽しみながら休憩できる「おもてなし」の空間を提供することにより、日本文化の発信と観光客の拡大を目指す取組が展開されている。

■活動内容

【目的】

オープンカフェや各種イベントの開催によるにぎわいの創出を目指して、浅草六区ブロードウェイを全面開放し、国内外とつながり、共存・還元していく持続可能な文化を発信する様々な取組を実施している。

【活動】

- ・オープンカフェ、マルシェ
- ・ストリートパフォーマンス
- ・キッチンカーの出店
- ・イベントの開催
- ・日本各地の祭りの誘致による文化の発信

■位置図



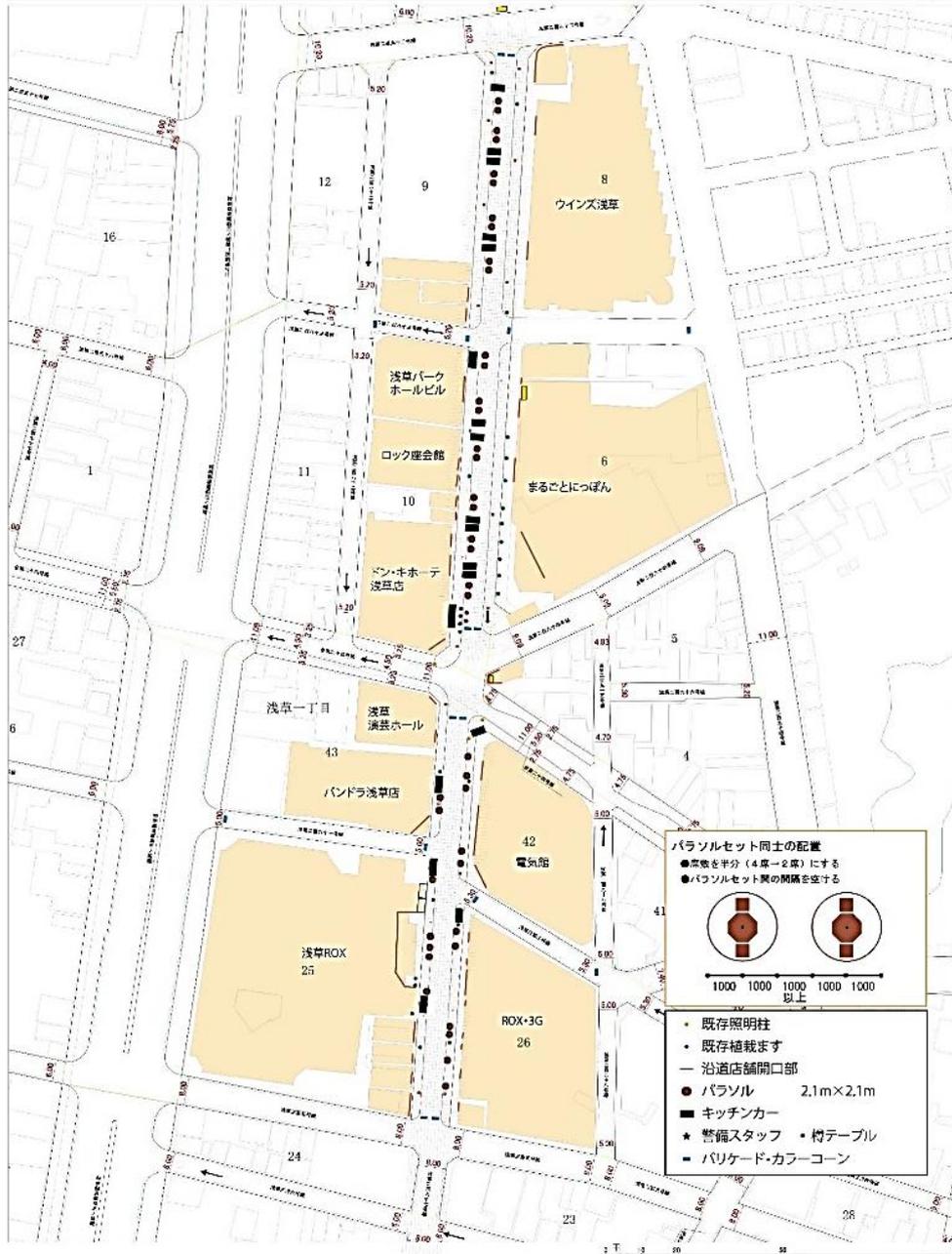
■諸元

場 所	東京都台東区浅草 1-25 先～浅草 2-8 先
地域特性	観光地、商業地
規 模	延長約 300m 幅員 北側区間 12.00m 南側区間 11.00m
道路管理者	台東区
開催期間	毎週金・土・日・祝日に開催
活用制度	・国家戦略道路占用事業 ・エリアマネジメントに係る道路法の特例による規制緩和
占用主体 連絡先	(一社)浅草六区エリアマネジメント協会 TEL：なし Mail：jimukyoku@arama.jp



画像出典：浅草・六区ブロードウェイ

■配置図



画像出典:台東区

■資金確保の方法

- ・毎週末に行われるオープンカフェ、マルシェ、キッチンカー、ストリートパフォーマンスと、各季に行われる各種イベント収入とエリアマネジメント広告収入等

■工夫・苦労した点

- ・平成 27 年 8 月に国家戦略特区として区域指定され、特例を活用した公道上のオープンカフェ等の実施が可能となった。平成 28 年より、社会実験の実施、警視庁との協議を重ねた結果、区域指定から約 4 年後の令和元年 9 月の国家戦略特別区域諮問会議において「エリアマネジメントに係る道路法の特例」について事業認定された。

■効果・課題

- ・国内外を問わず、多くの観光客が訪れる空間となっている。
- ・広告等を設置した際における視認性を確認し、安全性の確保や景観との調和等の視点から、その是非を検証する社会実験を実施予定である（新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言により実施延期）。

■取組の背景

北十間川周辺エリアは、地域の日常を公共空間で創出し、地域から愛される居心地の良い場所となることを目指し「水と緑のサードプレイス」となる空間づくり、空間活用がなされている。

■位置図



■活動内容

【目的】

道路、公園、高架下を一体的に考えたにぎわいづくりに向けた整備と空間活用を行う。
 ・墨田区が公共空間の活用者を募り、許認可権者と調整することで利活用を実現

【活動】

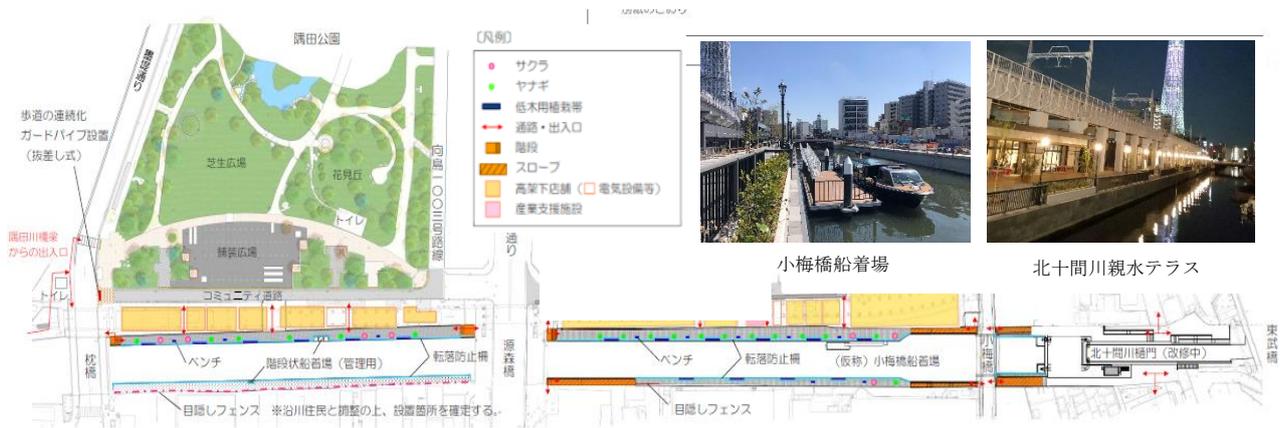
隅田公園と北十間川河川テラス間の道路を24時間規制しコミュニティ道路化することで、河川空間と公園空間とを一体的に利用。公園の舗装広場を活用してマルシェやキッチンカーによるにぎわいを形成（2020年公共施設マネジメント担当による社会実験）

■諸元

場 所	東京都墨田区
地域特性	観光地
規 模	舗装広場：約 1100 m ² 芝生広場：約 3000 m ²
道路管理者	墨田区
開催期間	2020年6、8、9～12月に実施 (連続42日間)
活用制度	・終日車両通行規制 ・河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域に指定
占用主体連絡先	・2021年3月までの活動に関する連絡先 ⇒墨田区企画経営室公共施設マネジメント担当 ・2021年4月以降の活動に関する連絡先 ⇒墨田区産業観光部観光課



■配置図



画像出典：墨田区提供資料

■資金確保の方法

- ・ 公共空間活用には占用料が必要だが、社会実験期間中に区が共催でイベント等を実施したものは、占用料が免除になった。
- ・ 今後は、指定管理者制度の導入を視野に入れ、検討を進める。

■工夫・苦労した点

- ・ 当該エリアの在り方を、行政（管理者）、民間企業、住民等が連携して検討していく場である「北十間川水辺活用協議会」を組織した。
- ・ 空間のデザインについては、一体的な空間となるようにデザインガイドラインを関係者間で共有している。

■効果・課題

- ・ 2020年4月の北十間川まちびらきを皮切りに、北十間川周辺の全体を俯瞰する会議体「北十間川周辺情報連絡会」を発足するなど、エリア全体の活性化を推進していく。

■取組の背景

自由が丘では、昭和48年から日曜・祝日の15時～18時に歩行者天国を面的に実施していた。また、自由が丘駅南側の東西に延びる九品仏緑道は昭和60年策定の「コミュニティ・マート構想」に則り整備された。

来街者が増加した一方で、道路が狭く歩行者と自動車の交錯や路上荷さばき車両による混雑、駅周辺の建物の老朽化などが喫緊の課題となっていた。

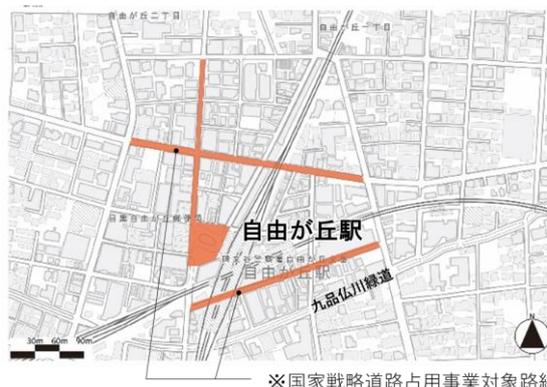
そこで、地元商工関係者、地域関係者、学識経験者、専門家、行政等により、TMO構想策定委員会や交通社会実験研究会等を設置し、「自由が丘駅周辺の自転車利用と駐輪場設置に関するアンケート調査」等を実施。平成27年には国家戦略特区に認定された。

官民連携の下、道路整備と一体的に継続的な沿道まちづくりを進め、歩行環境を改善し、にぎわいを創出している。

■活動内容

- ・面的に歩行者天国を毎週日曜・祝日に実施
- ・歩行者優先ゾーンの設定、駅前でのトランジットモールの設定、フリンジ分散型駐輪場の整備、代替交通手段の提供（無料巡回バス）、納品車等の乗り入れ時間制限、路内外の荷さばきスペースの設定、道路のバリアフリー整備について社会実験の実施
- ・側道（区道）と緑道を一体的に整備
- ・電線類の地中化（駅前広場、九品仏川緑道沿い目黒区等）
- ・国家戦略道路占用事業によるイベントの実施（「樹木リレー」や「世界のスイーツ」を開催）

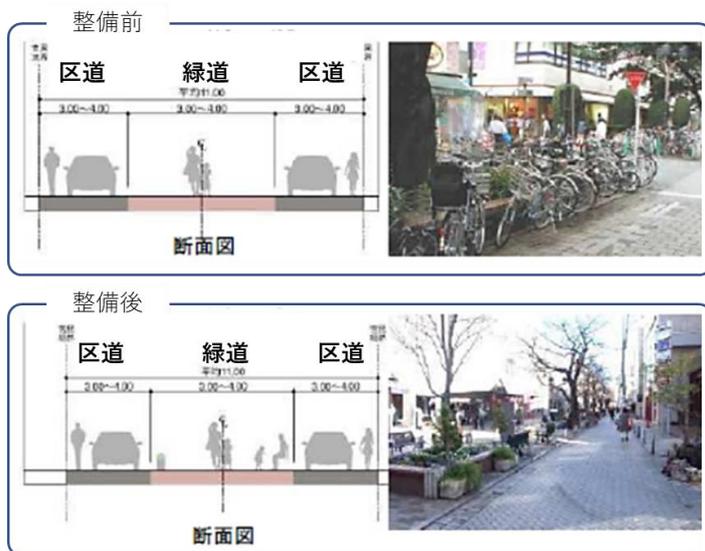
■位置図



※国家戦略道路占用事業対象路線

■諸元

場所	自由が丘駅周辺の一体
地域特性	商業地・住宅地
規模	自由が丘駅からおおむね200mの範囲
道路管理者	目黒区
開催期間	日曜・祝日の12時～18時
活用制度	<ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略道路占用事業 ・時間帯交通規制
占用主体連絡先	自由が丘商店街振興組合 TEL：03-3717-4541 Mail：info@jiyugaoka2.jp



- 目黒区側の区道を無電柱化、舗装の高質化
- 緑道にベンチを配置することで違法駐車撤去
- 歩いて楽しい回遊性のある空間を創出

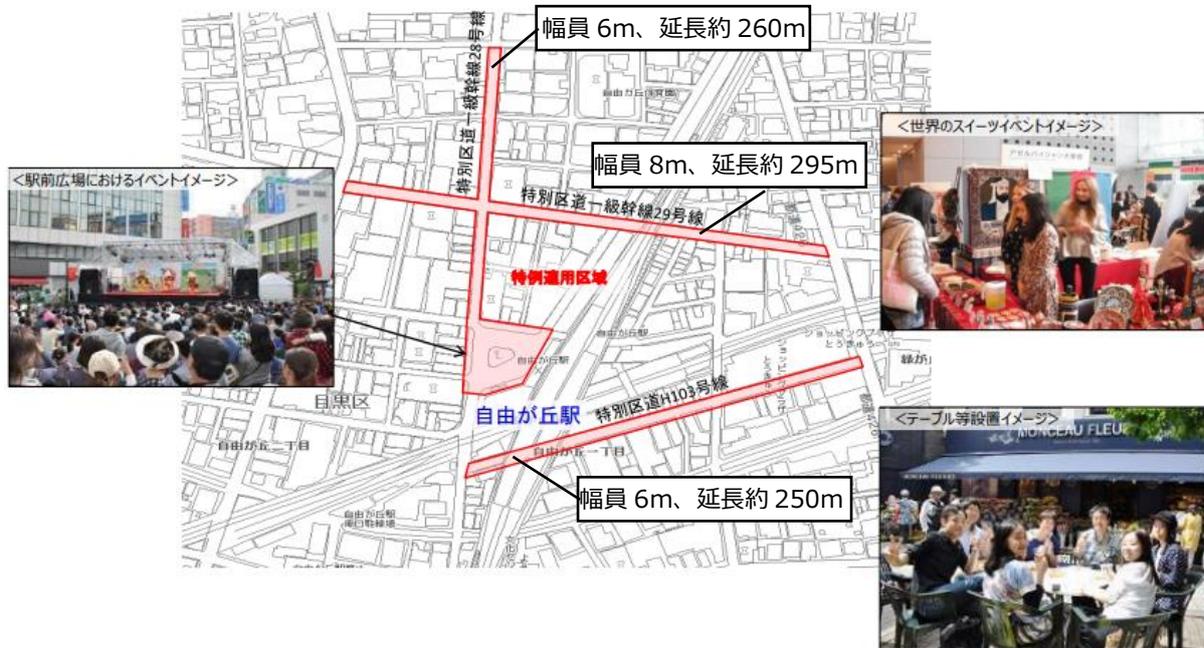
側道（区道）と緑道（九品仏川緑道）の一体的整備

出典：(株) ジェイ・スピリット（一部加工）

■配置図

自由が丘駅周辺街路におけるエリアマネジメントに係る道路法特例の適用区域

■国家戦略道路占用事業の適用区域及び想定されるイベント例



画像出典：目黒区公開資料

■資金確保の方法

- ・九品仏川緑道沿い区道の電線類の地中化は、一部地元負担
- ・駅前広場は、社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）を活用して整備

■工夫・苦労した点

- ・国家戦略特区イベントの「植樹リレー」と「世界のスイーツ」では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成や国際色豊かな演出により、誰でも参加可能とした。

■効果・課題

- ・「植樹リレー」と「世界のスイーツ」、「自由が丘スイーツフェスタ」によって 50 万人を超えるにぎわいを創出
- ・九品仏川緑道では、ベンチを配置することで駐輪対策に効果を発揮

■取組の背景

「こたけあそび」は、“世代間交流の場をつくりたい”という思いから、町会をはじめ地域の幅広い年齢層の人々が協力し、2015年から小竹町の新しいお祭りとして始まった。年に1回、八雲神社で開催され、その周辺の道路についても地域に開放して、人と人が出会う、集う空間を演出している。

■位置図



■活動内容

- ・「こたけあそび」は、大人と子供が一緒につくり、楽しむおまつりとして、小竹町会とまちの保育園小竹向原、喫茶店オーナーが開催している。
- ・2015年の初開催以降、毎年300人ほどの親子連れでにぎわっている。
- ・芝生を敷いたり、竹ぼっくりや積み木で遊んだり、豚汁や地域の店の屋台が出たり、様々な活動が行われており、地域の魅力と出会いを発見できるよう取り組んでいる。

■諸元

場 所	東京都練馬区小竹町 2-42-12 (八雲神社) 周辺
地域特性	住宅地
規 模	幅員約 5m
道路管理者	練馬区
開催期間	年に 1 日
活用制度	・特になし
占用主体 連絡先	小竹町会 TEL : 03-3958-5349 Mail : なし



画像出典：NPO 法人 PLAYTANK

■配置図

—

■資金確保の方法

- ・町会費
- ・東京都地域の底力再生事業助成
- ・イベント運営はボランティアで実施

■工夫・苦労した点

- ・イベント開催中、道路に通行止めの標識等は設置せず、誘導スタッフを配置して対応
- ・町会が主催することにより近隣住民との合意を形成

■効果・課題

- ・子供が喜びそうなコマ回し等体を動かす遊びができるようになった。
- ・八雲神社の境内のみで開催していた時よりも、道路空間を活用することにより活動が外に開け、偶然性をもって不特定多数の人が訪れることができ、参加者が増加している。
- ・町会活動や町会長と接する機会となり、町会活動に関わる人が増加している。

■取組の背景

昭和 47 年の札幌オリンピック開催に合わせて大通周辺が商業圏として栄えた。その後、JR 札幌駅周辺の開発が行われて商業圏が二極化してしまったため、大通地区と札幌駅周辺地区を地下通路で結ぶことで都心における商業圏の回遊性を高め、商業活動を活性化させるとともに四季を通して安全で快適な歩行が確保されることを目的として札幌駅前通地下歩行空間が整備された。

■活動内容

- 札幌駅前通地下歩行空間では、広告物を設置している。
- 札幌駅前通地下歩行空間の広場では、パフォーマンスや音楽等のイベント、アート作品展示、情報発信などの催しを行っている。また、販促や商品 PR などの商業プロモーションの場としても活用している。
- 北海道庁旧日本庁舎（赤れんが庁舎）前の札幌市北 3 条広場においても、イベントを開催したり、場所の貸し出しをしており、地上と地下の回遊性を高めている。

※参考

広場の指定管理とは別に札幌駅前通地下歩行空間の壁面を活用したエリアマネジメント広告を掲出している。平成 20 年 3 月 25 日付国道利第 22 号「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」に即して、道路管理者、札幌市、事業主体の各関係者により連絡協議会を立ち上げ、具体的な運用を検討している。得られた広告収入は、札幌駅前通地区の公共的な取組や活動に充当に充当している。

■位置図



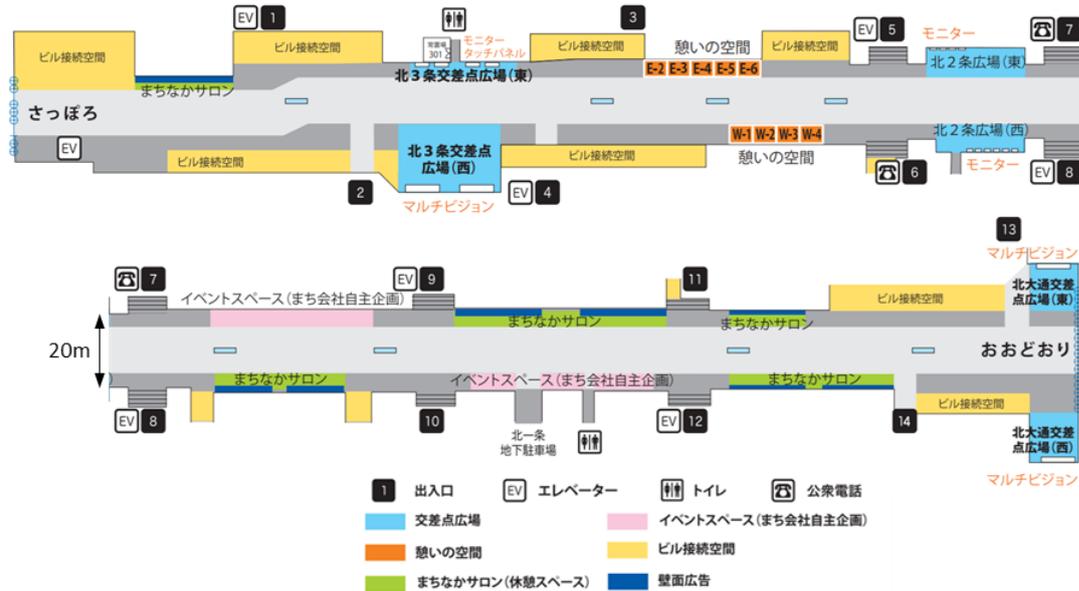
■諸元

場 所	地下鉄南北線さっぽろ駅～大通駅 (北 4 条通～大通)
地域特性	商業地区
規 模	幅員 20m、延長約 520m
道路管理者	北海道開発局・札幌市（建設局）
供用時間	5:45～24:30
広場管理者	札幌市（まちづくり政策局）
活用制度	・兼用工作物管理協定 ・札幌駅前通地下広場条例
広場の指定管理者	札幌駅前通まちづくり株式会社 TEL:011-211-6406 Mail:info@ekimaest.jp



出典：<https://www.sapporoekimae-management.jp/%E3%83%81-%E3%82%AB-%E3%83%9B%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/%E5%9C%B0%E4%B8%8B%E5%BA%83%E5%A0%B4/>

■配置図



画像出典 : <https://www.sapporo-chikamichi.jp/guide/>

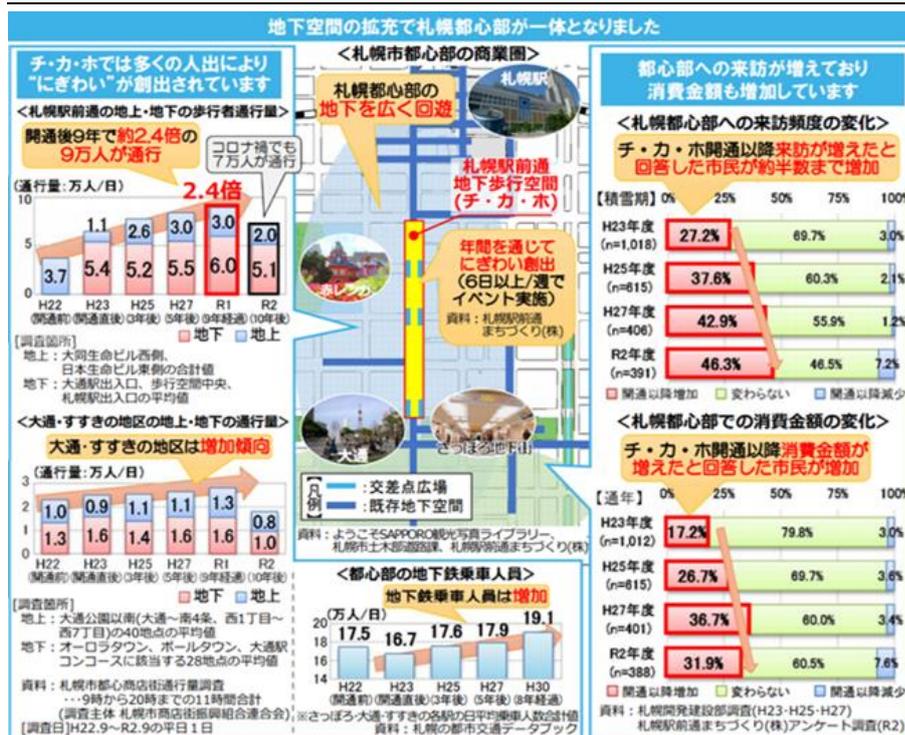
■資金確保の方法

- 札幌駅前通地下広場及び札幌市北3条広場の運用や管理については、サービスの向上や経費の節減を図るため、指定管理者制度を採用。

■工夫・苦労した点

- 道路法第20条第1項による兼用工作物管理協定により、広場利用手続の簡略化や、広場を多目的に使えるようになり、こういった利便性の向上が地下歩行空間全体の「にぎわい」の創出につながっている。
- 札幌駅前通地下広場の交差点広場では、壁面に大型ビジョンを設置しており、視覚的にもより効果的な催しが可能となった。
- 札幌駅前通の沿道ビルが地下接続を行うことによって、「にぎわい」を創出できるようにしている。都市計画提案により「札幌駅前通北街区地区計画」を平成20年に都市計画決定しており、一定の要件で地下歩行空間に接続した場合、容積率の緩和を受けられる。

■効果・課題



出典 : <https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/release/gburoi000000z8mn-att/e1lg9o000001vsz.pdf>

■取組の背景

中心市街地活性化協議会によって検討された基本計画を推進する役割を担うために、一般社団法人TCCM（豊田シティセンターマネジメント）が平成20年4月に設置された。TCCMは都市再生推進法人として行政と二人三脚で活動を行っている。再開発によってまちなかに活用できる空間を整備しており、行政が空間づくりに投資し、TCCMがまちを面的に活用している。

■活動内容

- ・あそべるとよたプロジェクトは、2015年度から豊田市駅周辺にある開けた空間「まちなかの広場」を、「人」の活動やくつろぎの場として開放し、更にはとよたの魅力を伝え、とよたに愛着を持てる場所として、使いこなしていく取組である。
- ・試験的な取組として、音楽の演奏ライブやライブペイント、ダンス、パルーンといったパフォーマンスが展開されたあそべるとよたフェストを令和2年度に開催する等、新たな「まちなかの広場」の使い方を模索する取組も実施している。

■位置図



■諸元

場 所	豊田市駅西口ペデストリアンデッキ・駅前広場
地域特性	商業地区
規 模	延長 226m、幅員 9.5~32m
道路管理者	豊田市（市道）
開催期間	—
活用制度	・道路占用許可特例(中心市街地活性化計画)
占用主体 連絡先	あそべるとよた DAYS 運営者（一社） TCCM TEL：0565-85-0226 Mail: asoberutoyota@gmail.com



出典：https://asoberutoyota.com/、https://www.facebook.com/asoberutoyota

■配置図



- | | |
|----------------|---------------|
| ①シティプラザ | ⑤参合館前広場 |
| ②ペDESTリアンデッキ広場 | ⑥コモスクエアイベント広場 |
| ③豊田市駅西口デッキ下 | ⑦KITARA前広場 |
| ④ギャザ南広場 | |



画像出典：<https://asoberutoyota.com/playtoyotadays>

■資金確保の方法

- ・イベント開催の請負、広場使用料、補助金など

■工夫・苦労した点

- ・行政が再開発時に活用できるオープンスペースづくりに投資し、エリアマネジメント組織である一般社団法人TCCMが活用を図る形で連携している。

■効果・課題

- ・まちの各所に創出したオープンスペースの活用が図られ、道路空間に限らずまち全体ににぎわいを創出できている。

■取組の背景

広島市では、平成 29 年に策定した「ひろしま都心活性化プラン」において「都心を安全で快適に回遊できるよう、歩きやすく移動しやすい交通環境の形成を図る」と記載するなどウォーカブルな都市づくりに着手し始めている。

当該エリアの民間企業を中心に活動するカミハチキテルでは、来街者に「歩いて楽しい」「居心地のよい」を実際に体感してもらい、その意見を当該エリアのエリアマネジメントのビジョンに反映するべく、公共空間活用社会実験を実施。2020 年から活動を開始した。

■活動内容

- ・オフィスワーカーや買い物客が集まり、憩うことができる滞留空間を設けることで、来街者の行動特性にどのような変化が生じるかを検証する社会実験
- ・第 1 弾（2020 年度）は「カミハチキテル URBAN TRANSIT BAY」と題し、立町電停付近などの公共空間にウッドデッキやコンテナ店舗、キッチンカー、アクティビティスペースなどを設置
- ・なお、2021 年度には沿道にある屋外広場を活用し、イタリア製の高質な人工芝、ベルギー製のストリートファニチャーの設置などの社会実験第 2 弾を実施している。

■位置図



■諸元

場 所	広島県広島市中区八丁堀 16,16-11, 中区基町 13-1
地域特性	業務地区
規 模	幅員 53m（歩道幅員約 5m）
道路管理者	広島県
開催期間	2020 年 3 月 1 日～4 月 26 日
活用制度	・道路占用許可
占用主体 連絡先	カミハチキテル HEART OF HIROSHIMA TEL : なし Mail : info@kiteru.site



画像出典 : <https://www.g-mark.org/award/describe/51024?token=kipzluizsf>

■配置図



画像出典： <https://kiteru.site/urban-transit-bay/>

■資金確保の方法

- ・地元商店街の資金提供
- ・スポンサー広告料
- ・クラウドファンディング

■工夫・苦労した点

- ・体験価値を最大化するため、ソフト面及びハード面の両方において「質の高さ」を追求した企画を行った。
- ・イメージ戦略の観点から「カミハチキテル」という分かり易い名前をつけ、SNS と連動したウェブサイトの運営を行い、集客力の高いコンテンツが集まる場を創出
- ・「居心地の良さ」を限られた予算で実現すべく、実験の場を広報装置として捉え、協力企業を募った結果、県産材の PR を兼ねた木質空間を、屋外ショールームとしての夜間景観を、造園会社の協力で場を彩り人々を癒す緑空間を実現し、各協賛企業においても都心の公共空間が発信の場となった。
- ・ロゴ等の視覚要素と各種スポンサー広告を、目立たせつつ空間に調和させることも重要な要素と捉え、サインメーカーと連携して実現した。

■効果・課題

- ・社会実験を目的化するのではなく、社会実験そのものの仕組みをリデザインし、自走するためのスキームを構築した。
- ・出店者同士の新たなビジネス成立に至る成果があった。

■取組の背景

平成 20～21 年度に実施された「鳥取駅前・にぎわいのまちづくり実証事業」の成果に基づき、市道駅前太平線の車道縮小による道路空間の再編が行われた。

加えて、拡幅した歩道部への芝生広場の設置、全天候型の滞留空間を確保する開閉式の大屋根設置が行われ、イベント開催等によるにぎわい創出や地域活性化を目指す取組みがスタートした。

■位置図



■活動内容

【目的】

街なかでの歩行者優先の交通体系を確立し、回遊性向上とにぎわい創出を目指す。

【活動】

- ・自主イベントの他、各種イベントを誘致
- ・イベント主催者に代わり、道路占用許可と道路使用許可の申請手続を代行

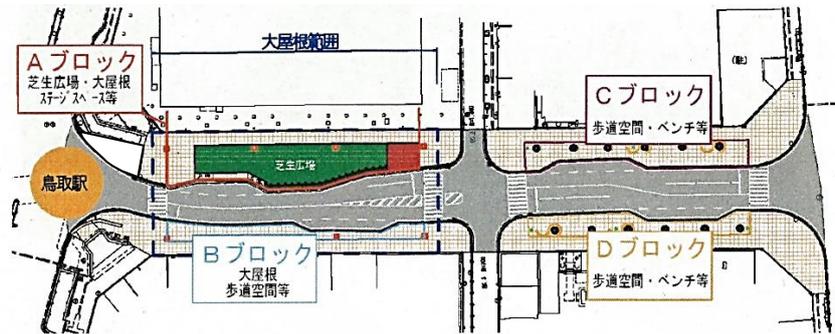
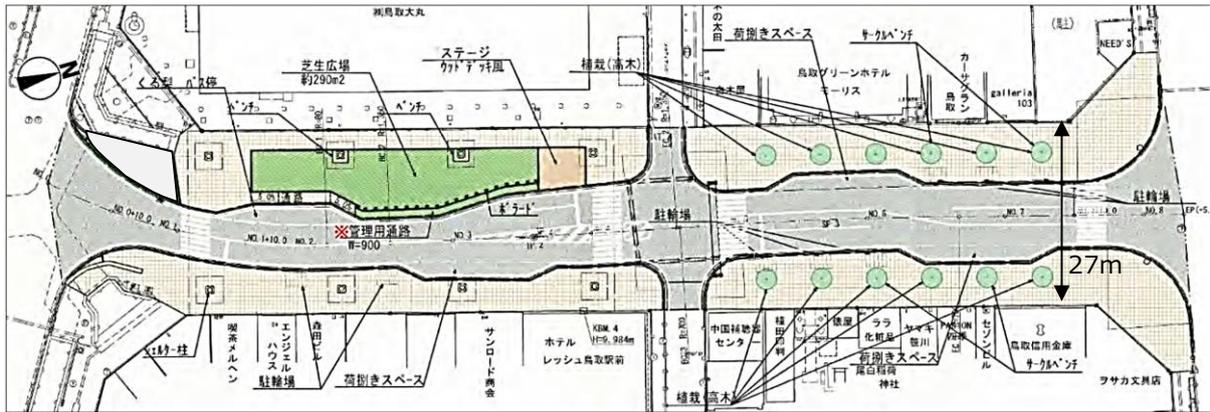
■諸元

場 所	鳥取県鳥取市今町 2 丁目
地域特性	商業地区
規 模	大屋根：幅 27m, 延長 61.5m, 芝生広場：約 290m ²
道路管理者	鳥取市
開催期間	平成 25 年 7 月～
活用制度	・道路占用許可特例(当初は都市再生特別措置法、現在は中心市街地活性化法)
占用主体 連絡先	新鳥取駅前商店街振興組合 TEL : 0857-23-5550 Mail : info@eki.or.jp



画像出典 : <https://www.facebook.com/tottoriekimae/>

■配置図



画像出典：上) 鳥取市

下) <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1480394583840/index.html>

■資金確保の方法

- 鳥取市は、新鳥取駅前地区商店街振興組合と「市道駅前太平線管理・活用協定」を締結している。
- また、市は新鳥取駅前地区商店街振興組合に道路管理業務とにぎわい創出事業を委託している。
- 道路管理は道路清掃等であり、にぎわい創出はイベント企画・運営、イベント利用調整、大屋根開閉、イベント主催者の道路占有、道路使用の申請代行等が含まれている。
- 道路占有、道路使用の申請代行では、道路占有料は免除されるが、道路使用料は別途イベント主催者が支払う仕組みとなっている。

■工夫・苦労した点

- イベント時の道路占有は、普段の特例による休憩施設の設置とは異なるため、特例による占有を一時中止し、イベント用に道路占有をとる方法で行っている。
- 組合は、音や臭いに対する近隣からの苦情を含むトラブルを防止するアドバイスをイベント主催者に行っている。また、組合員に対しては、開催予定のイベント内容や通行規制に関する情報を回覧で事前告知するほか、挨拶回りも行っている。

■効果・課題

- 完成してから6年で160件のイベントを実施し、延べ34万人（令和元年8月末）の来場者を誘致（大屋根の柱に歩行者カウンターを設置して計測）
- 整備前と比較して、沿線の空き店舗数は7店舗から2店舗へ減少した。
- 組合では地区の回遊性の向上を目指しているが、イベントのみを目的とする来場者も多く、周辺への波及効果が薄い。商店街への集客増に向けての検討が望まれる。
- 利用する道路空間は、芝生広場のあるAブロックの範囲が基本となる。
- Bブロックを利用する際には、交通管理者の指導により歩行者通行帯3mを確保する必要があることから、車道部の通行規制が必要となり、結果的にAブロックもあわせて使用することとなる。

■取組の背景

老朽化したアーケードの撤去が急務となり、「歩いて楽しい公園のような通り」をテーマとした道路空間の再編と道路を活用したにぎわいづくりを行った。

■位置図



■活動内容

【目的】

・若者の集うアカデミックでポップな商店街を目指す「魚町カルチャータン計画」の取組としてオープンカフェを実施した。

【活動】

まちづくり会社を設立し、毎月第3日曜日に「よりみち市（夜間は、「夜市」）」としてマルシェや古本市などを実施した。

国家戦略特区認定（平成 28 年 4 月）によって恒常的な公道の利用が可能となり、同年 5 月からオープンカフェ事業（夜市）を開始した。

■諸元

場 所	福岡県北九州市
地域特性	商業地区
規 模	延長 108m、幅員 5.5m
道路管理者	北九州市
開催期間	平成 28 年 4 月の国家戦略特区の認定以降恒常的にオープンカフェを開催
活用制度	・道路占用許可特例（国家戦略特別区域法）
占用主体 連絡先	鳥町まちづくり会議推進協議会 魚町サンロード商店街協同組合 TEL：093-531-0331 Mail：なし URL（お問合せフォーム）： http://www.uo-sun.or.jp/wp/?page_id=2



〈夜のオープンカフェ〉



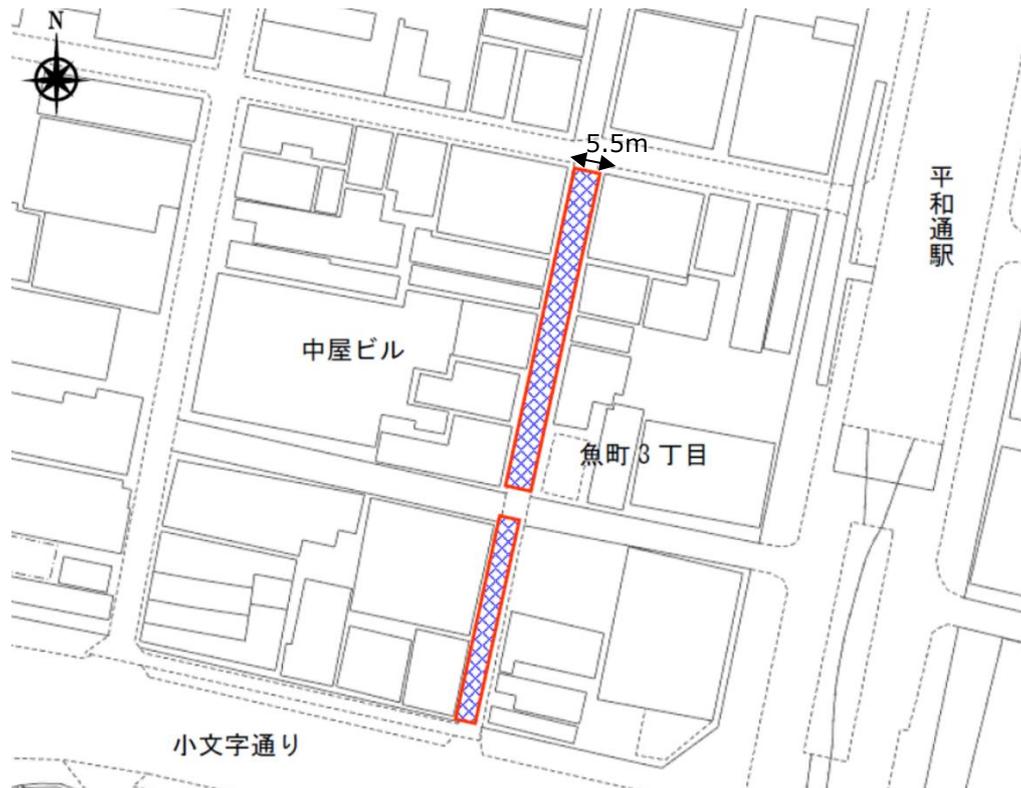
★H29 年度開催実績：163 日
平均来場者数：約 600 人（日平均）



・幅員 5.5m の道路を 1.5m 幅で
占用
・道路上で Bar 空間を演出
・地域が協力して運営（例：沿道店
舗から食べ物を配達など）

画像出典：鳥町まちづくり会議推進協議会

■配置図



内閣府 国家戦略特区ホームページ掲載資料から抜粋

■資金確保の方法

- ・ 出店者からの出店料

■工夫・苦労した点

- ・ 夜市は、商店街のみならず同組合員の有志で設立した特定事業目的会社「株式会社鳥町ストリートアライアンス」が事前準備、当日管理、集金業務など実際の運営を担うようにした。
- ・ 夜市の出店料は、一旦「株式会社鳥町ストリートアライアンス」が集金し、余剰金を魚町サンロード商店街に協賛することでアーケード撤去費の返済金の一部とした。
- ・ オープンカフェ等は、空き店舗前を基本に、緊急車両の通行幅4mを確保した残りの1.5m幅に設置している。物件ごとに占用をかけるため、歩行者動線はスラローム状になる。

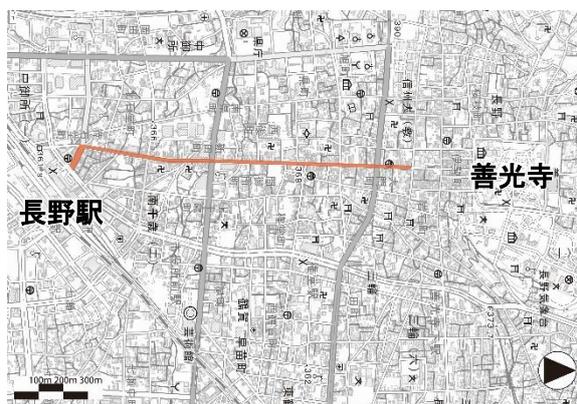
■効果・課題

- ・ まちづくりの一環として、沿道との調整を図りながら道路空間を活用したオープンカフェ等の活動を平成28年5月より実践した結果、その後、地価が上昇（約4%程度）して沿道店舗が活気づくとともに通行量が増加したという相乗効果が得られている。
- ・ 活動前は空き店舗が3割程あったが、現在では空き店舗は見られなくなった。

■取組の背景

長野市の中央通り（善光寺表参道）は、JR 長野駅から善光寺に至る長野市都心部の南北軸を形成する、歴史ある参道であり、古くから市民や観光客が訪れてにぎわってきた。平成 10 年の五輪開催による商業の郊外化が進み地元の商店街が危機感を持つようになった。商店街の活性化等を図るため、車中心から、歩行者にやさしい通りへ変換することで、歩いて楽しいまちとしてまちなかの回遊性の向上を目指し、善光寺表参道としての魅力向上と機能の充実を図る取組が行われた。

■位置図



■活動内容

【空間づくり】

- ・中央通り歩行者優先道路化事業として、通過交通の抑制と歩道拡幅により、広い歩行者空間と休憩スペースを確保
- ・歩道の拡幅部にベンチやパラソル等を設置

【活動】

- ・伝統的な屋台巡行などの祭りが復活
- ・夏期・冬期のまつりやGW 期間のイベントなど、様々な地域主体のイベントを実施

■諸元

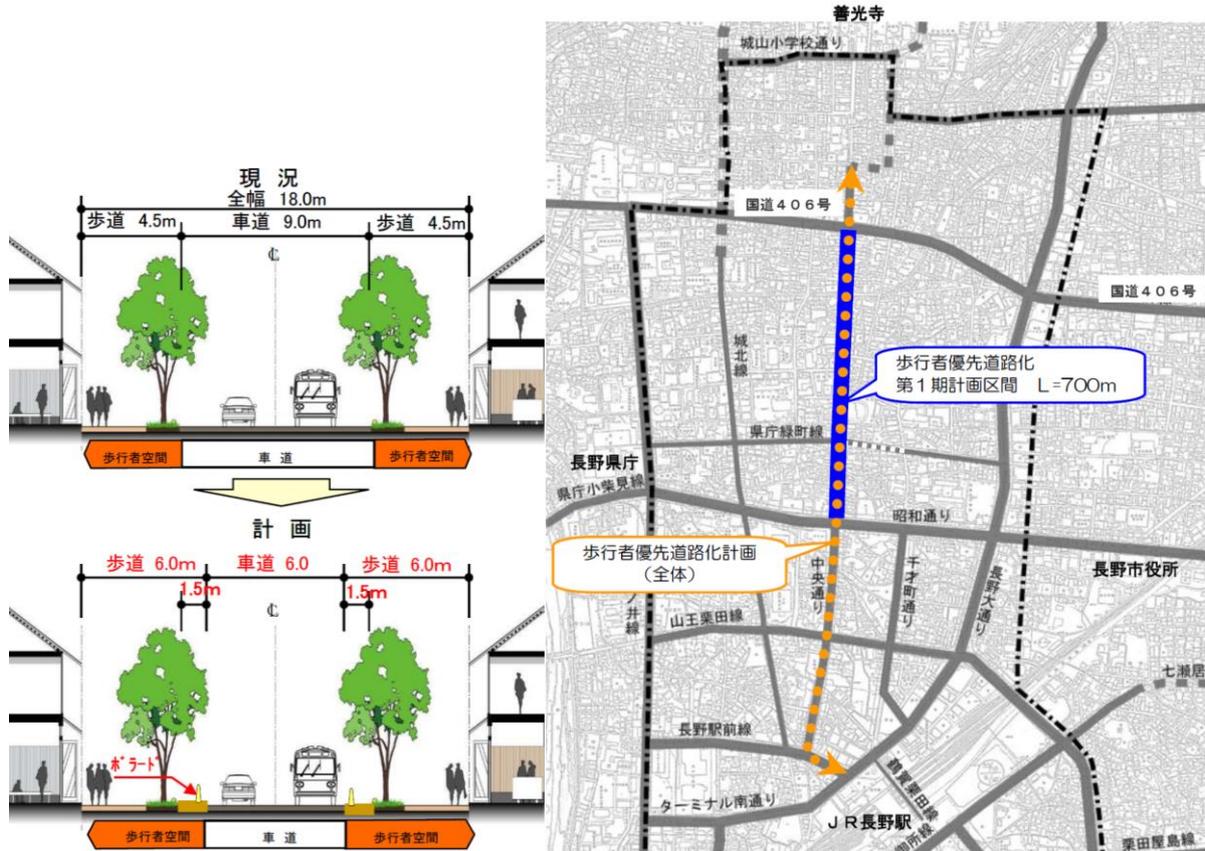
場 所	長野県
地域特性	観光地
規 模	計画区間：1600m 占有面積：8m ² （8ヶ所）
道路管理者	長野市
開催期間	—
活用制度	・道路占有許可特例(都市再生特別措置法)
占有主体 連絡先	株式会社まちづくり長野 TEL：026-267-5323 Mail：info@machidukuri-nagano.jp



画像出典：長野市公開資料



■配置図



画像出典：国土交通省「良好な道路景観と賑わい創出のための事例集」
(<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/doroikeikan/pdf/006.pdf>)

■資金確保の方法

- ・善光寺花回廊等のイベント時には、企業協賛等により資金確保

■工夫・苦労した点

- ・地元有志が主体的に実施した勉強会や社会実験（計7回実施）を通じて、地元商店街の理解を深めた。
- ・社会実験を継続的に実施していく中、今後の方向性等の整備方針を検討するため、学識経験者や地元代表を始め、商工関係者、公共交通機関、関係行政機関、まちづくり関係者などで構成される「表参道ふれ愛通り（中央通り歩行者優先道路）計画策定検討委員会」を設置。また、地元の意思決定機関として「表参道ふれ愛通り推進委員会」を設立。この委員会の設立により、地元～行政～検討委員会間の意見調整等の役割分担が明確化した。
- ・善光寺の表参道という地域特性を勘案し、専門家によるデザイン監修を実施することで、歩行者優先を印象付ける個性的なデザインを実現。
- ・固定ベンチは、設置主体を道路管理者（長野市）とし、制度上の位置付けを道路附属物とした。一方、可動式ベンチは、設置主体を「占有者（株式会社まちづくり長野）」とし、制度上の位置付けを道路占有物件とし、道路占有許可の特例により設置することとした。
- ・イベント等での活用を見据え、電源設備や音響装置等の設置は、地元が道路占有許可に基づき設置
- ・地下埋設物の位置を現場で確認しながら、施設位置を調整
- ・設置に当たっては、利用者の視線の交錯等、快適な利用に配慮しながら設置
- ・落ち葉の処理や店舗に枝が伸びること等の課題があり、落葉せず、背丈も伸びない街路樹を間隔を開けて配置している。

■効果・課題

- ・縁台型のベンチでは、平常時は道路に向いて座る利用者は少ないが、イベント時には道路に向いて座る利用者が多く、TPOと施設形状に応じた使い方がなされている。
- ・イベントの主催者である地元商店会から、「道路空間を使いやすくなった」と、事業を評価する声が寄せられている。
- ・広告利用の希望があまり見られないことについて対応を検討